

# 川越市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和4年11月9日 午後2時
- 3 閉 会 令和4年11月9日 午後4時10分
- 4 教育長並びに出席した委員 梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘
- 5 欠席委員 新保正俊、佐久間佳枝
- 6 教育長の職務を行った者 教育長職務代理者梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼中央公民館長中里良明、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼学校管理課長西貝俊哉、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴子、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長富田 稔、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長宮下 浩

## 8 前回会議録の承認

令和3年度第14回定例会会議録及び令和4年度第1回定例会会議録を承認した。

なお、令和4年度第2回定例会会議録、第3回定例会会議録、第4回定例会会議録、第5回定例会会議録、第6回定例会会議録及び第7回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

日程第一議案第35号 令和5年度一般会計予算（教育費）要求について  
（非公開）

### 10 報告事項

#### (1) 川越市立川越高等学校におけるタブレット端末の整備について

参事兼学校管理課長

これまでの経過と今後の予定についてである。昨年度の末に、文部科学省から高等学校段階においても、学習者用端末を早急に整備することが必要との通知があり、市立川越高等学校においても本年6月から9月にかけて、主に先進校視察や業者による説明などにより、情報収集を行った。さらに、7月から10月にかけて、各教科会、教育課程委員会、職員会議を経て、1人1台のタブレット端末環境について市立川越高等学校での方向性を取りまとめた。今後は、学校説明などの場で、市立川越高等学校への入学を希望している中学校第3学年の生徒とその保護者の方に対して、その内容を丁寧に説明していく。

次に、1人1台のタブレット端末の整備については、令和5年度入学生から、学年進行で揃えさせる。費用は、保護者等の負担となる。機種等については、市立川越高等学校の実態に応じたものを学校に選定させる。なお、県教育委員会でも、県立高等学校における1人1台のタブレット端末環境について令和5年度から、学年進行、費用は保護者負担、機種は学校ごとに異なるとする整備を進めるとしている。

委員

学年進行ということは、第1学年から順次導入するということになるが、令和5年度は第1学年の導入となり、第2学年、第3学年の生徒は端末を用意しないということによいか伺いたい。

学校管理課副参事

3年間を見通した授業の組み立てをすることとなる。第1学年で導入した生徒は、導入したことを前提とした3年間の授業を組み立てる。現在の第1学年は端末のない状態を前提に3年間の授業の組み立てがされている。

委員

卒業して社会に出る生徒もいると思うが、その情報化社会に真っ先に出る第3学年が一番に必要なスキルであると考えますが、第1学年から順次導入していく理由について伺いたい。

学校管理課副参事

情報に関する授業については、前身が商業高等学校であり、現在も情報処理科を有する学校の特性から、200台のパソコンが用意されている。他校に比べればより多くの情報端末に触れる機会を用意できている。これとは別にタブレット端末も40台用意しているため、必要に応じて授業で活用している。今回の報告は、自らの持ち物として情報端末を用意することについて、新第1学年から学年進行で進めていくという内容である。

委員

理解した。次に整備に係る内容として、整備に係る費用は保護者等の負担であるが、保護者等はどこまでの整備を負担することになるか伺いたい。

学校管理課副参事

情報端末に係る費用及び端末に係る付属品に係る費用が自己負担となる。

委員

環境整備はあくまで本市で行い、情報端末に係るものが保護者等の負担となると理解した。次に推奨機種の選定について伺いたい。

学校管理課副参事

1種類を推奨機種することとしている。

委員

選定については、その機種のみで入札するという理解でよいか伺いたい。

学校管理課副参事

そのとおりである。

委員

機種を職員会議で決めるということであるが、公平性の担保はどのように  
図るか伺いたい。

学校管理課副参事

学校の希望を職員会議で決定し、報告された希望機種について教育委員会  
で関係課長を含めた会議を開催して精査していくことを考えている。

委員

機種の決定が、職員会議ではないのであれば、資料にある職員会議で推奨機  
種を選定する記述は修正した方がよい。

学校管理課副参事

指摘のとおりであり改める。

委員

公平性を担保するためにも、職員会議で決めるのではなく、教育委員会内  
でもきちんと検討して機種選定を行っていただきたい。

委員

学年進行について、もう一度説明していただきたい。

学校管理課副参事

入学当初から情報端末を授業に活用していくことを、徐々に浸透させるた  
めに、まずは新第1学年の生徒、次に新第1学年と第2学年という年次で導入  
を進めていく。

委員

埼玉県作成の資料にある情報端末の活用例を見ると、これらはみなコンピ  
ュータ室での利用では限界があり、1人1台端末であるから可能になること  
だと考える。教育効果としては、令和5年度から全学年一斉に導入する方が理  
にかなっているといえるだろう。その上で、一斉導入については、まず、第3  
学年は1年間しか活用しないという費用対効果の側面があり、また、学校の情  
報基盤がそれに対応しきれないという別の側面の課題を考える。

学校管理課副参事

意見のあった観点も年次進行の大きな要因の一つである。加えて、在校生に  
ついては、情報端末の購入を前提に入学していないため、導入について様々な  
意見があり足並みがそろわないことも考えられる。そのようなことを考慮す

ると一斉導入については積極的になりづらい部分がある。

委員

様々な側面があることは理解したが、年次進行での導入についての理由は整理が必要だと考える。

次に、情報端末の活用について、教員の意識がとても大事であると考えているが、現状で情報端末の活用について教員はどのように考えているか伺いたい。

学校管理課副参事

令和4年度と5年度にかけて、市立川越高等学校でも、県立高等学校で情報端末を使用していた教員が10名程度増えている。その教員が教室や保護者への連絡に情報端末を活用している姿を見た教員も活用しだしたと、校長から報告があった。また、グーグルアカウントを得たことで活用できる事例の研修を行い、参加した教員からも活用の可能性を感じる事ができた。生徒が情報端末を使うようになれば徐々にその活用の幅が広がるのではないかと考える。

委員

説明があったように、教員が使ってみてその活用の広がりを感じることによって活用の勢いも出てくると考える。市立川越高等学校の生徒が本市の産業などにも積極的に関わって、実質の商業や企業教育につなげていくことを期待したい。現状、その要にあるのがタブレット端末であり、宅配業者もクリーニング店、リフォーム業者などでもみなこのタブレット端末を使って仕事をしている。市立川越高等学校をコンピュータの先進校にする、時代に取り残されない、そのような気持ちで取り組んでもらいたい。そういった意味で新第1学年の生徒はここで全て導入される。第2学年、第3学年の生徒は校内の環境を活用することをお願いしたい。

委員

市立川越高等学校の年次進行については、埼玉県立高校の取組に併せて進めていると考えてよいか伺いたい。

学校管理課副参事

そのとおりである。

委員

これは意見であるが、県立高等学校は年次進行とするが、市立川越高等学校は事情が許せば全校一斉導入をするなどの特色を出す工夫が必要だと考える。

委員

これは意見であるが、課題もあることを承知で言うと、対応可能な生徒がいれば学年を問わず第2学年、第3学年の生徒にも導入を求めることも一つの

案としてはできるのではないか。県立高等学校に準じるだけでは取組が弱いと考える。

学校管理課副参事

意見は市立川越高等学校に伝え、前向きな検討を依頼したい。

委員

生徒が使用する机とタブレット端末の大きさを考えると、タブレット端末を使うときの机の使い方を教えることも大切だと考える。

委員

検討すべき課題については、検討を進めてもらいたい。

## 10 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第35号は意思決定過程における情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととした。
- (2) 報告事項(1)の説明補助者として学校管理課副参事の出席について、各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録の署名委員として長谷川委員、嶋野委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和4年12月26日(月)午後3時開会に決定した。